

## 国際定期便利用促進協議会負担金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、国際定期便利用促進協議会負担金（以下「本負担金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本負担金は、環日本海地域を中心とした国際交流の拡大により、地域の振興及び発展を図るため、山陰地域が一体となって米子空港国際航空便（以下「航空便」という。）及び環日本海国際定期貨客船（以下「貨客船」という。）の利用を促進し、航空便及び貨客船を維持発展させることを目的として交付する。

### (負担金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、国際定期便利用促進協議会（以下「協議会」という。）に加入し、協議会が行う別表に掲げる事業（以下「負担事業」という。）に対し、予算の範囲内で本負担金を交付する。

2 本負担金の額は、負担事業に要する経費（以下「負担対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から負担事業に伴う収入（本負担金を除く。）の額を控除した額の範囲内において、知事が別に定める額とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者の発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本負担金の交付申請は、毎年5月1日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

第5条 本負担金の交付決定通知は、様式第3号によるものとし、交付申請を受けた日から起算して原則として30日以内に行うものとする。

2 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、負担対象経費の2割を超える増加を伴う変更以外の変更(本負担金の増額が必要となる変更を除く。)とする。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本負担金の交付について必要な事項は、観光交流局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年度の負担金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年度の負担金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度の負担金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年度の負担金から適用する。

別表

事業名	事業内容
米子鬼太郎空港国際線 利用促進事業	エアソウル山陰ファンクラブ活動事業、グループ旅行支援事業、 教育旅行貸切バス等運行経費支援事業、集客促進事業、情報発信 事業、連絡調整費、韓国観光公社大阪支社との連携事業、高 速利用料金助成事業、その他事業費
環日本海定期貨客船航 路利用促進事業	グループ旅行支援事業、教育旅行貸切バス等運行経費支援事業、 情報発信事業、その他事業費

様式第1号（第4条、第7条関係）

国際定期便利用促進協議会

年度事業計画(報告)書

(単位：円)

事業種類	事業内容	事業費	備考

様式第2号（第4条、第7条関係）

国際定期便利用促進協議会

年度収支予算(決算)書

(収入の部)

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額 (本年度決算額)	増 減 額	摘 要
合 計				

(支出の部)

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額 (本年度決算額)	増 減 額	摘 要
合 計				

国際定期便利用促進協議会  
会長 様

職氏名



年度国際定期便利用促進協議会負担金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった国際定期便利用促進協議会負担金（以下「本負担金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 負担金交付対象事業

本負担金の交付対象となる事業の内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本負担金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、負担金事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本負担金の交付対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・とする。ただし、負担金事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 本負担金の額の確定

本負担金の額の確定は、負担対象経費の実績額から負担事業に伴う収入（本負担金を除く。）の実績額を控除した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 負担金交付にかかる規程の遵守

本負担金の收受及び使用、負担金事業の遂行等に当たっては、規則及び国際定期便利用促進協議会負担金交付要綱（平成28年4月1日付第201600003911号鳥取県観光交流局長通知）の規定に従わなければならない。

様式第4（第7条関係）

年 月 日

鳥取県知事 様

所在地  
名 称  
代表者名

印

年度仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった国際定期便利用促進協議会負担金について、国際定期便利用促進協議会交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及び補助対象経費の額

(1) 補助金の確定額 金 円  
(2) 補助対象経費の額 金 円

2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額） 金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額 金 円

4 補助金返還相当額（ $3 - 2 > 0$ の場合）

1の(1)  
( $3 - 2$ )  $\times$   $\frac{\text{1の(1)}}{\text{1の(2)}}$  金 円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。